

別表()中学校教諭一種免許状(英語)取得希望者の単位修得方法(昼間コース)

平成24年度入学者

免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法・基礎 憲法・基礎	2 2		
体育	2	健康スポーツa 健康スポーツb 健康スポーツc 健康スポーツd 健康スポーツe(水泳) 健康スポーツf(スキー) 健康スポーツg(スキー) 生活と健康	1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語A 英語B	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に定める必要事項	単位数	授業科目	必修	選択	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職論	2		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) ・教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項	6	教育の歴史 教育心理 教育制度	2 2 2		
教育実践及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法 ・道徳の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	12	教育課程論 英語科教育法 英語科教育法 英語科教育法 道徳教育 特別活動論 教育方法	2 2 2 2 2 1 2		
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	4	生徒指導 教育相談	2 2		進路指導を含む
教育実習		5	事前・事後指導 教育実習 教育実習	1 2 2		
教職実践演習		2	教職実践演習(中・高)	2		
合計単位	31			32		32単位必修

教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目				備考
		授業科目	必修	選択必修	選択	
英語学	20 単位	言語学概論	2			選択必修 (6 科目中 6 単位)
		言語学概論	2			
		英語学概論	2			
		英語学概論	2			
		英語学	2			
		英語学	2			
英米文学	20 単位	英文学史	2			選択必修 (6 科目中 6 単位)
		英文学史	2			
		英文学概論	2			
		英文学概論	2			
		英文学	2			
		英文学	2			
英語コミュニケーション	20 単位	英会話・英作文	2			選択必修 (4 科目中 2 単位)
		英会話・英作文	2			
		英語コミュニケーション	2			
		英語コミュニケーション	2			
		英語コミュニケーション	2			
		英語コミュニケーション	2			
異文化理解	20 単位	比較文化	2			選択必修 (2 科目中 2 単位)
		比較文化	2			
		比較文化	2			
		比較文化	2			
要修得単位	20			20		から 4 単位以上選択必修

教科又は教職に関する科目

免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考	
	授業科目	単位数			
		必修	選択		
教科又は教職に関する科目	「教科に関する科目」 「教職に関する科目」 参照		8	最低修得単位を超えて修得した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」について、併せて <u>8 単位以上</u> 修得すること。	

備考 :

- 1 . それぞれ所属する学科の卒業所要単位のほかに、上記単位数を修得しなければならない。ただし、「教免法施行規則第 6 条の 6 に基づき本学が開設する科目」(「情報機器概論」を除く)、および「教科に関する科目」の「英語コミュニケーション」、「英語コミュニケーション」、「比較文化」、「比較文化」は、卒業所要単位と併用できる。
- 2 . 「教職に関する科目」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数 (31 単位) を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に含める。
- 3 . 「教科に関する科目」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数 (20 単位) を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」に含める。
- 4 . この表の各科目は別表 () と併用できる。なお、「教職に関する科目」のうち、別表 () ~ () において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 5 . 特別支援学校(盲学校、聾学校及び養護学校)並びに社会福祉施設等において、「介護等体験」を行わなければならない。